

第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎 障スポ」 リハーサル大会実施要綱

1 目的

日本のひなた宮崎 障スポ（第26回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）は、日本のひなた宮崎 障スポ（第26回全国障害者スポーツ大会（令和9（2027）年10月23日～25日）の開催に備えて、競技運営、審判技術等の向上を図るとともに、日本のひなた宮崎 障スポに対する県民の理解と関心を深め、スポーツを通じた障がい者の社会参加の促進とパラスポーツの一層の発展に寄与することを目的とする。

2 主催

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、高原町、新富町、
宮崎県障がい者スポーツ協会、宮崎県パラスポーツ指導者協議会、
公益財団法人宮崎県スポーツ協会、宮崎県立特別支援学校長会、
公立大学法人宮崎県立看護大学、社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会、
一般社団法人宮崎県身体障害者団体連合会、一般社団法人宮崎県手をつなぐ育成会、
宮崎県精神保健福祉連絡協議会、公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会、
社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会、宮崎県知的障害者施設協議会

3 競技運営主管団体

一般財団法人宮崎陸上競技協会、一般財団法人宮崎県水泳連盟、
宮崎県アーチェリー協会、宮崎県卓球協会、宮崎県障がい者卓球連盟、
宮崎県障害者フライングディスク協会、宮崎県ボウリング連盟、宮崎県ボッチャ協会、
一般社団法人宮崎県バスケットボール協会、宮崎県車椅子バスケットボール連盟、
宮崎県ソフトボール協会、宮崎県バレーボール協会、一般社団法人宮崎県サッカー協会

4 特別協賛

大同生命保険株式会社

5 協賛

（1）JAPAN GAMESパートナー（8社（団体））

米良電機産業株式会社、吉原建設株式会社、株式会社丸誠電器、株式会社宮崎放送、
清本鉄工株式会社、シフトプラス株式会社、株式会社児湯食鳥、三桜電気工業株式会社
（令和8（2026）年9月30日現在）

（2）オフィシャルスポンサー（14社（団体））

大和証券株式会社、株式会社宮崎銀行、霧島酒造株式会社、旭進興業株式会社、

株式会社宮崎太陽銀行、NTT西日本株式会社、一般社団法人宮崎県建設業協会、
株式会社テレビ宮崎、宮崎県民共済生活協同組合、大和開発株式会社、
株式会社宮崎日日新聞社、宮崎瓦斯株式会社、西南電気株式会社、
株式会社南日本ネットワーク

(令和8(2026)年9月30日現在)

(3) オフィシャルサポーター(21社(団体))

株式会社長友総研、株式会社地域経済研究所、株式会社ヒラハラテクノ、
株式会社文化コーポレーション、雲海酒造株式会社、株式会社ヨコブリシ、
日本生命保険相互会社、宮崎第一信用金庫、株式会社興電舎、上田工業株式会社、
株式会社矢野興業、高鍋信用金庫、アイ・ホーム株式会社、
一般社団法人宮崎県トラック協会、南日本酪農協同株式会社、株式会社ハンズマン、
一般社団法人宮崎県商工会議所連合会、株式会社マキタ運輸、
宮交ホールディングス株式会社、株式会社デンサン、
一般社団法人宮崎県測量設計業協会

(令和8(2026)年9月30日現在)

(4) ゴールドサプライヤー(7社(団体))

宮崎トヨタ自動車株式会社、宮崎日産自動車株式会社、株式会社日産サティオ宮崎、
株式会社ホンダモビリティ九州、有限会社鉾脈社、株式会社アビックス、
株式会社長田広告

(令和8(2026)年9月30日現在)

(5) オフィシャルサプライヤー(11社(団体))

株式会社パームス企画、宮崎ダイハツ販売株式会社、株式会社南九州マツダ、
株式会社スズキ自販宮崎、宮崎ホンダ販売株式会社、mederi株式会社、
株式会社コヅマ、株式会社夕刊デイリー新聞社、ホンダオートえびの販売有限会社、
全国マツダ労働組合連合会、株式会社フェニックスシステム研究所

(令和8(2026)年9月30日現在)

(6) 大会協力企業(5社(団体))

株式会社ルイ高、宮崎トヨペット株式会社、株式会社ぎょうざの丸岡、
イー・アンド・エム株式会社、株式会社ケーブルメディアワイワイ

(令和8(2026)年9月30日現在)

6 大会期日

令和9(2027)年5月9日(日)、6月12日(土)、13日(日)

7 実施競技及び大会名

実施競技		大会名
個人競技	陸上競技（身・知）	日本のひなた宮崎 障スポ （第 26 回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会 兼 第 26 回宮崎県障がい者スポーツ大会 ※アーチェリー（身）は、第 52 回九州身体障害者アーチェリー選手権大会を兼ねる。
	水泳（身・知）	
	アーチェリー（身）	
	卓球（身・知・精） 【サウトテーブルテニス（身）を含む】	
	フライングディスク （身・知）	
	ボッチャ（身）	
	ボウリング（知）	
団体競技	バスケットボール（知）	日本のひなた宮崎 障スポ （第 26 回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会 兼 第 26 回全国障害者スポーツ大会 バスケットボール競技九州ブロック予選会
	車いすバスケットボール （身）	日本のひなた宮崎 障スポ （第 26 回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会 兼 第 26 回全国障害者スポーツ大会 車いすバスケットボール競技九州ブロック予選会
	ソフトボール（知）	日本のひなた宮崎 障スポ （第 26 回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会 兼 第 26 回全国障害者スポーツ大会 ソフトボール競技九州ブロック予選会
	ブラインドベースボール （身）	日本のひなた宮崎 障スポ （第 26 回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会 兼 第 26 回全国障害者スポーツ大会 ブラインドベースボール競技九州ブロック予選会 兼 第 64 回九州視覚障害者ブラインドベースボール大会
	バレーボール（身）	日本のひなた宮崎 障スポ （第 26 回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会 兼 第 26 回全国障害者スポーツ大会 バレーボール競技（身）九州ブロック予選会
	バレーボール（知）	日本のひなた宮崎 障スポ （第 26 回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会

		兼 第 26 回全国障害者スポーツ大会 バレーボール競技（知）九州ブロック予選会
団体競技	バレーボール（精）	日本のひなた宮崎 障スポ （第 26 回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会 兼 第 26 回全国障害者スポーツ大会 バレーボール競技（精）九州ブロック予選会
	サッカー（知）	日本のひなた宮崎 障スポ （第 26 回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会 兼 第 26 回全国障害者スポーツ大会 サッカー競技九州ブロック予選会
	フットソフトボール（知）	日本のひなた宮崎 障スポ （第 26 回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会 兼 第 26 回全国障害者スポーツ大会 フットソフトボール競技九州ブロック予選会

（注）身：身体障がい者が出場できる競技

知：知的障がい者が出場できる競技

精：精神障がい者が出場できる競技

8 開催期日及び会場

実施競技		開催期日 (令和9年)	会場名
個人競技	陸上競技（身・知）	5月9日（日）	KUROKIRI STADIUM
	水泳（身・知）	5月9日（日）	パーソルアクアパーク宮崎
	アーチェリー（身）	5月9日（日）	高原町総合運動公園 多目的芝生広場
	卓球（身・知・精） 【サントテーブルテニス（身）を含む】	5月9日（日）	KING SportsPark 宮崎市中央公民館
	フライングディスク （身・知）	5月9日（日）	ひなた宮崎県総合運動公園 ひなた陸上競技場
	ボッチャ（身）	5月9日（日）	早水公園体育文化センター
	ボウリング（知）	5月9日（日）	宮崎エースレーン
団体競技	バスケットボール（知）	6月12日（土）、 13日（日）	アスリートタウン延岡アリーナ
	車いすバスケットボール （身）	6月12日（土）、 13日（日）	アスリートタウン延岡アリーナ
	ソフトボール（知）	6月13日（日）	ひなた宮崎県総合運動公園 運動広場
	ブラインドベースボール （身）	6月12日（土）、 13日（日）	お倉ヶ浜総合公園運動広場
	バレーボール（身）	6月13日（日）	早水公園体育文化センター
	バレーボール（知）	6月13日（日）	日南総合運動公園多目的体育館
	バレーボール（精）	6月12日（土）、 13日（日）	ひいらぎスポーツパークこばやし ひいらぎアリーナ
	サッカー（知）	6月12日（土）、 13日（日）	新富町フットボールセンター いちご宮崎新富サッカー場
	フットソフトボール（知）	6月12日（土）、 13日（日）	西階公園補助グラウンド

9 出場資格

(1) 出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

ア 令和9（2027）年4月1日現在、13歳以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者。

イ 身体障がい者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。

ウ 知的障がい者は、厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。

エ 精神障がい者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。

オ 個人競技については、原則として宮崎県内に住民票を有する者又は宮崎県内に所在する学校に通学している者及び宮崎県内に所在する施設に入所・通所している者。

（ただし、陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球（STT含む）及びボッチャにおいては、近隣県等からの参加を可能とする場合がある。）

カ 団体競技については、申込み時に参加する県・指定都市に現住所を有する者。

ただし、学校に通学している者及び施設に入所・通所している者は、その学校及び施設の所在地の県・指定都市でも参加できるものとする。

(2) 団体競技に出場するチームは、原則として全国障害者スポーツ大会開催基準要綱細則3（1）に規定する九州ブロックの県・指定都市の代表チーム。

10 競技規則

適用する競技規則は、令和9（2027）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定。以下「大会競技規則」という。）及び別に定める競技別実施要領によるものとする。

11 競技・種目及び障害・年齢区分

(1) 競技・種目及び障害区分は、＜別表1＞第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎 障スポ」リハーサル大会競技・種目のとおりとする。

(2) 大会競技規則第2条3項に定める年齢区分の基準日は、令和9（2027）年4月1日とする。

12 出場制限

(1) 個人競技

個人競技に出場する選手は、＜別表1＞第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎 障スポ」リハーサル大会競技・種目に示された競技の中から、1競技を選ぶものとし、実施種目が複数ある競技については、次のとおり選択して申し込むことができる。

ア 陸上競技に出場する選手は、1種目まで（リレー種目に出場する選手は2種目まで）出場できるものとする。

イ 水泳に出場する選手は、2種目まで（リレー種目に出場する選手は3種目まで）出

場できるものとする。

ウ フライングディスクに出場する選手は、アキュラシーのディスリート5又はディスリート7のいずれか及びディスタンスの計2種目までを選択できるものとする。

エ アーチェリーに出場する選手は、1種目のみの出場とする。

(2) 団体競技

団体競技に出場する選手は、他の団体競技及び個人競技には出場できない。

13 監督会議

開催する場合、時間及び会場は別に定める。

14 健康・安全管理

健康・安全管理については、参加者各自及びその保護者又は所属施設等において十分配慮するものとし、主催者においては、応急の処置のみを行うものとする。

15 参加申込及び参加費用

(1) 個人競技の参加選手については、別に定める手続きにより出場選手の競技・種目の申込みを行う。団体競技の参加チーム及び出場選手については、10(2)の県・指定都市が派遣するものとし、別に定める手続きにより申込みを行う。

(2) 参加料は無料とする。なお、選手の参加に要する費用は、参加者において負担するものとする。

(3) 大会当日は、競技会場にテレビ局、新聞社等の報道機関が来場し、選手の氏名・写真・映像が報道されることがある。また、大会プログラムや大会ホームページ等に障害区分（重複障がい含む。）、年齢区分、氏名、選手団名、競技中の写真および競技記録等の掲載や主催者による競技会等のインターネット中継を行う場合があるので、このことを了承の上、申し込むこと。

16 その他

(1) 宮崎県選手において、リハーサル大会における個人競技の記録は、「日本のひなた宮崎 障スポ（第26回全国障害者スポーツ大会）」に出場する宮崎県代表選手を選考する際の参考資料とする。

(2) 各競技は雨天決行とする。ただし、主催者が荒天又はその他の都合で実施できないと判断した場合は中止とする。

(3) 参加者は環境に配慮した大会運営に努めることとする。

ア できる限り公共交通機関を利用して来場すること。

イ 会場はいつもきれいにし、ゴミは各自持ち帰ること。

(4) この要綱に定めるもののほか、リハーサル大会の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和8年（2026年）5月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年（2026年）9月30日から施行する。

<別表1>第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎 障スポ」競技・種目

1. 陸上競技

				◎男女別 △男女混合・年齢区分なし ▲男女別・年齢区分なし ◆障害区分共通																	
				競走								跳躍			投てき						
		区分 番号	障害区分	年 齢 区 分	5 0 m	1 0 0 m	2 0 0 m	4 0 0 m	8 0 0 m	1 5 0 0 m	ス ラ ロ ー ム	4 × 1 0 0 m リ レ ー ル	走 高 跳	立 幅 跳	走 幅 跳	砲 丸 投	ソ フ ト ボ ー ル 投 げ	ジャ バ リ ッ ク ス ロ ー	ビ ー ン バ ッ ク 投		
肢体不自由	1	上肢	1 両前腕切断または、片前腕および片上肢切断 両上肢不完全 両上腕切断または、両上肢完全	1部	◎	◎				◆1			▲	◎	◎						
				2部																	
				3部	◎	◎				◆2					◎	◎					
				4部																	
		下肢	2 手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	1部	◎	◎					◆1				◎	◎	◎	◎	◎		
				2部										◎	◎	◎	◎	◎			
				3部	◎	◎				◆2				◎	◎	◎	◎	◎			
				4部																	
			3 両大腿切断または、両下肢完全 片大腿切断および片下腿切断 片下腿完全および片下腿不完全	1部	◎										◎			◎	◎	◎	
				2部																	
				3部	◎										◎			◎	◎	◎	
				4部																	
	4 片大腿切断または、片下腿完全		1部	◎	◎										◎	◎	◎	◎	◎		
			2部																		
			3部	◎	◎										◎	◎	◎	◎	◎		
			4部																		
	5 片下腿切断または、片下腿不完全 両下腿切断または、両下腿不完全	1部	◎	◎										◎	◎	◎	◎	◎			
		2部																			
		3部	◎	◎										◎	◎	◎	◎	◎			
		4部																			
	体幹	6 体幹または低身長症	1部	◎	◎										◎			◎	◎		
			2部																		
			3部	◎	◎										◎	◎	◎	◎			
			4部																		
	2	車 脳 い 原 性 常 麻 用 、 以 使 外 用 で	7 第6頸髄まで残存	1部	◎	◎					◎									◎	
				2部																	
				3部	◎	◎						◎									
				4部																	
			8 第7頸髄まで残存 第8頸髄まで残存	1部		◎	◎		◎	◎	◎								◎	◎	◎
				2部								◎	◎								
				3部		◎	◎		◎	◎	◎								◎	◎	◎
				4部																	
9 下肢麻痺で座位バランスなし		1部		◎	◎		◎	◎	◆3									◎	◎	◎	
		2部																			
		3部		◎	◎		◎	◎	◆4									◎	◎	◎	
		4部																			
10 下肢麻痺で座位バランスあり その他の車いす使用	1部		◎	◎		◎	◎	◆3									◎	◎	◎		
	2部																				
	3部		◎	◎		◎	◎	◆4									◎	◎	◎		
	4部																				
3	脳 原 性 麻 痺	11 四肢麻痺で車いす使用 けて移動	1部	◎						◎									◎		
			2部																		
			3部	◎							◎										
			4部																		
		12 片上下肢または片上肢で車いす使用	1部	◎							◎								◎	◎	
			2部																		
			3部	◎							◎								◎	◎	
			4部																		
		13 上肢で車いす使用	1部	◎	◎	◎			◎	◎	◎								◎	◎	◎
			2部																		
			3部	◎	◎	◎				◎	◎	◎							◎	◎	◎
			4部																		
14 その他走不能	1部																◎	◎	◎		
	2部																				
	3部																◎	◎	◎		
	4部																				
15 上肢に不随意運動を伴う走可能	1部	◎	◎	◎						◎				◎	◎	◎	◎	◎			
	2部																				
	3部	◎	◎	◎						◎				◎	◎	◎	◎	◎			
	4部																				
16 その他走可能	1部	◎	◎	◎						◎				◎	◎	◎	◎	◎			
	2部																				
	3部	◎	◎	◎						◎				◎	◎	◎	◎	◎			
	4部																				
4	17 電動車いす常用	1部									◎								◎		
		2部																			
		3部										◎							◎		
		4部																			
視覚障害			18 視力0から0.01まで	1部	◎	◎	◎		◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎			
				2部																	
				3部	◎	◎	◎		◎	◎											
				4部																	
20 聴覚障害			20 聴覚障害	1部	◎		◎		◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎			
				2部																	
				3部	◎	◎	◎														
				4部																	
21 ダウン症			21 ダウン症	1部	◎	◎							◎			◎	◎	◎			
				2部	◎	◎									◎			◎	◎	◎	
				3部	◎	◎															
				4部																	
22 その他の知的障害			22 その他の知的障害	1部	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎			
				2部	◎	◎	◎	◎	◎	◎											
				3部	◎	◎	◎	◎	◎	◎											
				4部	◎	◎	◎	◎	◎	◎											
23 ぼうこう又は直腸機能障害			23 ぼうこう又は直腸機能障害	1部	◎					◎				◎			◎	◎			
				2部																	
				3部	◎							◎				◎	◎		◎	◎	
				4部																	

※ ◆1・2 区分1、2の1500m 競走については、共通種目として競技する。なお、年齢区分は1部・2部と3部・4部でそれぞれ実施する。

※ ◆3・4 区分9、10の1500m 競走については、共通種目として競技する。なお、年齢区分は1部・2部と3部・4部でそれぞれ実施する。

2. 水 泳（新障害区分および参加可能種目案）

◎男女別・年齢区分別 ○男女別・年齢区分なし △男女混合かつ身体、知的混合・年齢区分なし

			区分 番号	障害区分	年 齢 区 分	自由形		平泳ぎ		背泳ぎ		バタフライ		4 リ × 5 0 m	4 × 5 0 m リ ド レ ー ム
						25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m		
肢体不自由	1	切断、機能障害	1	多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全、 両上肢不完全および両下肢不完全	1部									※△	※△
					2部	○	○		○		○		○		
					3部	○	○	○		○		○			
					4部										
			2	両上腕切断または、両上肢完全、片前腕および片上腕切断、 片上肢および片下肢切断、片上肢および片下肢不完全 片上肢および片下肢完全または不完全	1部	○	○		○		○		○		
					2部				○		○		○		
		3部			○	○	○		○		○				
		4部													
		3	両前腕切断または、両上肢不完全 両大腿切断または、両下肢完全、片下肢および片大腿切断	1部	○	○		○		○		○			
				2部				○		○		○			
				3部	○	○	○		○		○				
				4部											
	4	片上腕切断または、片上肢完全、 両下肢切断または、両下肢不完全	1部	○	○		○		○		○				
			2部				○		○		○				
			3部	○	○	○		○		○					
			4部												
	5	片前腕切断または、片上肢不完全、 片大腿切断または、片下肢完全	1部	○	○		○		○		○				
			2部				○		○		○				
			3部	○	○	○		○		○					
			4部												
	6	手部切断、 片下肢切断または、片下肢不完全	1部	○	○		○		○		○				
			2部				○		○		○				
			3部	○	○	○		○		○					
			4部												
	7	体幹または低身長症	1部	○	○		○		○		○				
			2部				○		○		○				
3部			○	○	○		○		○						
4部															
2	脳 で 車 い す 麻 痺 常 用 外	8	頸髄損傷	1部											
				2部	○	○	○		○		○				
				3部											
				4部											
		9	下肢麻痺で座位バランスなし	1部	○	○		○		○		○			
				2部				○		○		○			
				3部	○	○	○		○		○				
				4部											
		10	下肢麻痺で座位バランスあり	1部	○	○		○		○		○			
				2部				○		○		○			
				3部	○	○	○		○		○				
				4部											
3	脳 原 性 麻 痺	11	四肢麻痺(車いす常用)または、上肢に著しい不随意運動を伴うもの	1部											
				2部	○	○	○		○		○				
				3部											
				4部											
		12	両下肢麻痺または、上肢に軽度の不随意運動を伴うもの	1部	○	○		○		○		○			
				2部				○		○		○			
				3部	○	○	○		○		○				
				4部											
		13	片側障害で片上肢機能全廃 ※片側の上肢のみで泳ぐもの	1部	○	○		○		○		○			
				2部				○		○		○			
				3部	○	○	○		○		○				
				4部											
14	片側障害 ※両上肢を使って泳ぐもの	1部	○	○		○		○		○					
		2部				○		○		○					
		3部	○	○	○		○		○						
		4部													
15	その他	1部	○	○		○		○		○					
		2部				○		○		○					
		3部	○	○	○		○		○						
		4部													
4	16	浮具使用	1部												
			2部	○	○			○							
			3部												
			4部												
視覚障害	17	視力0から0.01まで	1部	○	○	○	○	○	○	○	○				
			2部												
			3部	○	○	○	○	○	○	○	○				
			4部												
		18	その他の視覚障害	1部	○	○	○	○	○	○	○	○			
				2部											
				3部	○	○	○	○	○	○	○	○			
				4部											
19	聴覚障害	1部	○	○		○		○		○					
		2部	○	○		○		○		○					
		3部	○	○	○	○	○	○	○	○					
		4部													
知的障害	20	ダウン症	1部	○	○	○		○		○					
			2部												
			3部	○	○	○		○		○					
			4部												
		21	その他の知的障害	1部	○	○	○	○	○	○	○	○			
				2部	○	○	○	○	○	○	○	○			
				3部	○	○	○	○	○	○	○	○			
				4部											

 $\otimes \Delta$

実施種目は、現状通り4×50mフリーレーンと4×50mメドレーレーンの2種目とする。エントリーも、「都道府県政令指定都市単位」とし、各種目1チームずつを原則とする。チーム編成は、男女混合、身体・知的区分混合、年齢区分などとする(申込時)に記載の申請するエントリータイムに基づき、競技の組み合わせについては配慮を行うものとする。(4名のうち、1名が男子または女子、かつ1名が身体または知的区分で選ばれよい)

また、エントリー時(申込時)に記載の申請するエントリータイムに基づき、競技の組み合わせについては配慮を行うものとする。

なお、現状は、各地域でのチームづくりの推奨・普及の観点から都道府県政令指定都市単位の参加を原則とするが、より多くの選手に出場機会を創出するために、都道府県政令指定都市間チームでのエントリー等についても、継続して検討する。

3. アーチェリー

●男女別

		区分番号	障害区分	リカーブ		コンパウンド	
				50m・30m	30m・30m	50m・30m	30m・30m
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車いす常用	1	第8頸髄まで残存	●	●	●	●
		2	その他の車いす	●	●		
	切断・機能障害	3	上肢障害	●	●		
		4	下肢障害 (椅子、車いす使用を含む)	●	●		
		5	体幹	●	●	●	●
	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	6	脳原性麻痺 (椅子、車いす使用を含む)	●	●		
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・そしゃく機能障害		7	聴覚障害	●	●		
内部障害		8	ぼうこう又は直腸機能障害	●	●		

※「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

4. 卓球

◎男女別、年齢区分別 ●男女別

			区分番号	障害区分	年齢区分	卓球	STT
肢体不自由	1	上肢障害	1	片上肢障害	1部	◎	
					2部		
					3部	◎	
					4部		
			2	両上肢障害	1部	◎	
					2部		
					3部	◎	
					4部		
		下肢障害	3	片下腿切断または、片下肢不完全	1部	◎	
					2部		
					3部	◎	
					4部		
			4	片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	1部	◎	
					2部		
					3部	◎	
					4部		
		5	片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	1部	◎		
				2部			
3部	◎						
4部							
体幹	6	体幹	1部	◎			
			2部				
			3部	◎			
			4部				
肢体不自由	2	脳原性麻痺以外で 車いす常用、使用	7	第8頸髄まで残存 ※1	1部	◎	
					2部		
					3部	◎	
					4部		
			8	座位バランスなし	1部	◎	
					2部		
					3部	◎	
					4部		
			9	その他の車いす	1部	◎	
					2部		
					3部	◎	
					4部		
	3	脳原性麻痺(脳性麻痺、脳 血管疾患、脳外傷等)	10	車いす使用	1部	◎	
					2部		
					3部	◎	
					4部		
			11	杖または、松葉杖使用	1部	◎	
					2部		
					3部	◎	
					4部		
			12	上肢に不随意運動あり	1部	◎	
					2部		
					3部	◎	
					4部		
13	上肢に不随意運動なし	1部	◎				
		2部					
		3部	◎				
		4部					
14	片側障害	1部	◎				
		2部					
		3部	◎				
		4部					
視覚障害 ※2			15	アイマスクまたは、アイシールドあり ※3	1部		◎
					2部		
					3部		◎
					4部		
			16	アイマスクまたは、アイシールドなし	1部	◎	
					2部		
					3部	◎	
					4部		
聴覚・平衡機能障害 音声・言語機能障害、および機能障害			17	聴覚障害	1部	◎	
					2部		
					3部	◎	
					4部		
知的障害			18	知的障害	1部	◎	
					2部	◎	
					3部	◎	
					4部		
精神障害			19	精神障害		●	

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクまたは、アイシールドの有無で出場競技を分ける。

※3 障害区分15は、各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシールドを装着する。

5. フライングディスク

◇区分なし ●男女別

障害区分	年齢区分	アキュラシー		ディスタンス	
		ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 知的障害 内部障害 (ぼうこう又は直腸機能障害)	1部	◇	◇	●	●
	2部				
	3部				
	4部				

6. ボッチャ

△男女混合・年齢区分なし

		区分 番号	障害区分・解説	競技スタイル	
				立位	座位
肢 体 不 自 由	1	切断・機能障害	1 多肢切断 両下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	△	
	2	脳原性麻痺以外で 車いす常用、使用	2 第6頸髄まで残存		△
			3 第7頸髄まで残存		△
			4 第8頸髄まで残存		△
			5 多肢切断		△
	3	脳原性麻痺(脳性麻痺、脳 血管疾患、脳外傷等)	6 四肢麻痺で車いす常用または、使用		△
			7 けって移動		△
			8 片上下肢で車いす常用または、使用		△
			9 その他走不能	△	
	4		10 電動車いす常用		△

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※座位で競技する選手(区分2～8および10)で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタントを、ランプ使用者にはランプオペレーターをそれぞれ選手1名につき1名を認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

※脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺(区分6)として区分判定する。

※区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者を対象とする。

7. ボウリング

知的障害者で男女別、年齢区分別に実施する。

8. バスケットボール

知的障害者で、男女別に実施する。

9. 車いすバスケットボール

肢体不自由者の車いす使用者で、競技規則第9部第3条の規定に該当する者。

10. ソフトボール

知的障害者のみの競技とする。

11. ブラインドベースボール

視覚障害者のみの競技とする。

12. バレーボール

聴覚障害者と知的障害者で、男女別に実施する。
精神障害者は、男女混合とする。

13. サッカー

知的障害者のみの競技とする。

14. フットソフトボール

知的障害者のみの競技とする。